

都市計画マスタープランの策定にあたって

本町は、わが国の食糧基地として代表される十勝平野の中西部に位置し、秀麗な日高山脈を背景に、大自然のふところにいだかれた自然環境に恵まれたまちです。

基幹産業の農業は地理的条件に恵まれ、代表的な作物である小麦、ビート、馬鈴薯、豆類などの畑作は道内のトップクラスの生産量を誇っており、酪農においても大規模な経営が行われており、田園都市としてのまちづくりを推進してまいりました。

近年、産業構造の変化、少子・高齢化社会、地球環境問題、さらには人口減少時代の到来と大きな時代の転換期に立っています。この様な状況を踏まえて、21世紀に向けた新しいまちづくりの指針となる、第3期芽室町総合計画を平成8年3月に策定し平成22年度までの、15年間として取り組んでいるところであります。

今般、本町の歴史・伝統・文化、さらには恵まれた自然や景観などの特質を生かしながら、本町にふさわしい都市空間の形成を図るため、第3期芽室町総合計画の都市計画分野における計画として、20年後を見据えた都市の将来像を示すものとして「芽室町都市計画マスタープラン」を策定いたしました。

本プランを策定するにあたりましては、まちづくりについての町民の意見をアンケート調査などにより広くお聴きするとともに、一般から公募した「まちづくり検討会議」による素案づくりなど、町民の皆さんと協働で策定するという姿勢で取り組んでまいりました。

今後は、この都市計画マスタープランに基づき、都市計画の情報の公開や町民参加を積極的に行い、町民、企業等そして関連するさまざまな分野の方々とともに、さらに魅力あるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この都市計画マスタープランの策定にあたりまして、町民の皆様から多くの貴重なご意見やご提言をいただき、また、終始熱心にご検討いただきました「まちづくり検討会議」の皆さんをはじめ、ご指導ご協力いただきました町議会議員、都市計画審議会委員及び関係機関の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成16年3月

芽室町長 常山 誠

目 次

はじめに - 都市計画マスタープランについて -

- 1. 都市計画マスタープランの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2. 都市計画マスタープランの構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

序章 芽室町の概要と現状

- 1. 芽室町の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2. 芽室町の現状と課題の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第1章 芽室町都市計画マスタープラン 全体構想

- 1. 芽室町都市計画の将来ビジョン・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 2. 芽室町都市計画マスタープランの基本方針・・・・・・・・・・ 24

第2章 芽室町都市計画マスタープラン 地域別構想

- 1. 地域区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- 2. 既存市街地地区のマスタープラン・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- 3. 新市街地地区のマスタープラン・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

第3章 芽室町都市計画マスタープランを実現化するために

- 1. 実現化するための基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
- 2. 住民参加によるまちづくり手法・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
- 3. 実現に向けての体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68

資料

- 1. 都市計画マスタープラン策定のためのアンケート集計結果・・ 72
- 2. 策定組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
- 3. 策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
- 4. まちづくり検討会議の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
- 5. 地域別ワークショップの結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91
- 6. 庁内策定委員会の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100

はじめに

- 都市計画マスタープランについて -

1. 都市計画マスタープランの概要

(1) 都市計画マスタープランとは

昭和43年に制定された都市計画法は、主に、大都市の急速な都市化による無秩序な市街地の拡大防止、計画的な市街化を目的として制定されました。しかし、社会経済や国民意識の変化、地方分権への流れにより、近年は、地域の特性に応じた住民主体のまちづくりが求められるようになり、これまでの都市計画では対応できなくなってきました。

このような状況の中で、平成4年には都市計画法の改正により、住民に最も近い立場にある市町村が、住民の意見を反映させてつくる「都市計画マスタープラン」制度が創設されました。都市計画マスタープランは、土地利用や都市施設の配置・整備などの都市計画に関わる基本的な方針について定めていきます。

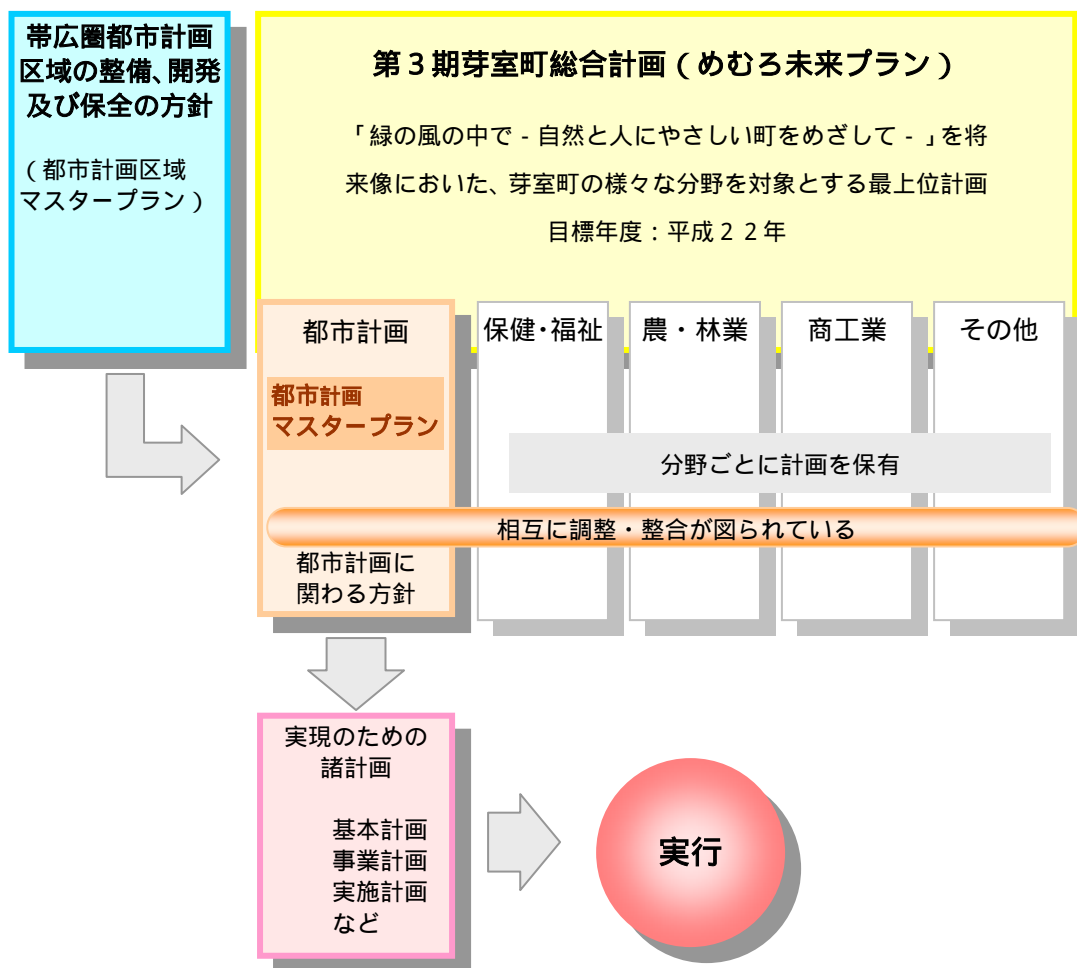
芽室町は、十勝の中核都市帯広に隣接する利便性、さらに道内でも有数の農業基盤、日高山脈の豊かな自然を背景に、雄大で北海道らしい、将来にわたり真に豊かな暮らしを実現できるまちとして大きく期待されています。

近い将来、大成地区に新たな市街地が形成され、帯広を結ぶ2丁目通が拡幅となり、さらに帯広・広尾自動車道が完成すると、市街地をとりまく環境が大きく変化すると予想されます。また、現代人が求める環境や健康に配慮しながらの生活、適度な利便性がある暮らしは、農業基盤を背景に、帯広市にも隣接する芽室のようなまちでこそ実現可能であると言えるでしょう。

芽室町都市計画マスタープランは、このような可能性を秘めた芽室町が、その可能性を十分に発揮し、将来にわたって真に豊かな暮らしを実現できるまちとなるために策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

芽室町には、行政全般に関わる最上位計画である「第3期芽室町総合計画(めむろ未来プラン)」が策定されています。町には教育や福祉、産業など様々な分野の計画がありますが、都市計画マスタープランは、その中でも都市計画に関わる分野を受けもち、芽室町の都市計画の指針となります。また、マスタープランは基本的な方針を示すものであるため、方針の実現や事業化のためには、さらに個別の計画を立てて、実行に移していくことになります。



(3) 都市計画マスタープランの目的

芽室町では、平成8年に最上位計画である「第3期芽室町総合計画」が策定され「緑の風の中で - 自然と人にやさしい町をめざして - 」を将来像にまちづくりが進められています。都市計画マスタープランは、都市計画分野においてこの総合計画の将来像を実現していきます。

また、都市計画マスタープランは、それぞれの市町村が地域の実情に合わせて、町民参加により策定するものです。町民と行政が一体となって策定することで、将来像を共有し、町民自らが、自らの意思でまちづくりを行っていくための一歩となります。

よって、都市計画マスタープランは、町民と行政が一体となって、総合計画にもとづく身近な都市の将来像と土地利用や都市施設の整備などの基本的な方針を定めることが目的となります。

芽室町の将来像（第3期芽室町総合計画）

緑の風の中で - 自然と人にやさしい町をめざして -

実現に向けた5つの柱

- (1) 自然と人間が共生するまちづくり
- (2) 農業を核とした活力に満ちたまちづくり
- (3) 健康でおもいやりのあるまちづくり
- (4) うるおいのある快適なまちづくり
- (5) 個性豊かな人づくりと女性参加のまちづくり

(4) 計画の目標年度

芽室町都市計画マスタープランは平成16年に計画を開始し、平成35年を目標年度に設定します。しかし、上位計画である「第3期芽室町総合計画」の実施計画策定(3年ごと)あるいは、新たな総合計画策定の際には、都市計画マスタープランも見直しが必要になってきます。また、社会の情勢やまちの環境は時代とともに変化をしていくため、計画を柔軟に捉えて、そのときどきの状況の変化に応じて見直し、対応していくことが大切です。

(5) 計画の対象範囲

芽室町には、都市計画法の摘要を受ける都市計画区域があり、市街地を中心とした地区がこの区域に指定されています。都市計画マスタープランは、この都市計画区域を対象範囲としています。



都市計画区域

健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地の範囲。

2. 都市計画マスタープランの構成

本計画書は以下のように構成されています。

